金銭・有価証券の預託、記帳および 振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりあらかじめお客様にお渡しするものです。)

お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、 法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行され ない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行いま す。

手数料など諸費用について

- ・株式、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合は、保護預り口座管理料を頂戴 いたしません。
- ・外国証券(円建て債を含む)をお預かりする場合は、外国証券取引口座管理料を頂戴いたしません。
- ・株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は次ページに記載の 株式等の口座振替手続料をいただきます。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金をいただきません。
- この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません
- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。株式、優先出資証券、外国証券(円建て債券を含みます)をお預かりする場合は、口座管理料は頂戴いたしません。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手続料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

保護預り 口座管理料	無料	
外国証券取引 口座管理料	無料	
株式等の口座振替手続料	1銘柄あたり	(消費税含む)
	・10売買単位以下の場合	1, 100円
	・11売買単位以下の場合	1, 650円
	・12売買単位以下の場合	2, 200円
	・13売買単位以下の場合	2, 750円
	・14売買単位以下の場合	3, 300円
	・15売買単位以下の場合	3, 850円
	・16売買単位以下の場合	4, 400円
	・17売買単位以下の場合	4, 950円
	・18売買単位超の場合	一律 5,500円
	※複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手続料を	
	いただきます。	

※上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要			
商号	三縁証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号		
本店所在地加入協会 指定紛争解決機関 当社の概要	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30 日本証券業協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 設立年月 1944年8月 主な事業 金融商品取引業 資 本 金 1 億 5,000 万円 連 絡 先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。		